# Actus Newsletter 平成 28 年度 税制改正(速報)



12月16日に自民党から「平成28年度税制改正大綱」が公表されました。今回の税制改正の最大の焦点は消費税の軽減税率の動向になります。法人課税においても重要な改正が続きました。昨年に引き続き税率の引下げと外形標準課税の拡大などによる課税ベースの拡大になっています。個人課税においては来年夏の選挙を見越して減税項目が並びました。改正大綱における主要論点のポイントを解説します。

(1) 増税 | 減税)

### ■ 法人課税

法人課税では、20%台への税率引き下げによる減税と課税ベース拡大が主な内容になります。中小法人に対する課税の強化は、今回も見送られました。

人に対する課税の	<b>強化は、今回も見送られました。</b>	
項目	内容	適用期日等
法人税、	○法人税の税率を段階的に 23.2% (現行: 23.9%) まで引下げ	平成 28 年 4
法人事業税	_<法人税率>	月 1 日以後
【税率引下げ】	法人税率 改正前 平成28年度 平成29年度 平成30年度	に開始する
	中小法人 15.0% 15.0% 19.0%	事業年度か
	(所得800万円まで)   15.0%     15.0%   19.0%   19.0%	5
	中小法人以外 23.9% 23.4% 23.2%	
	※中小法人の所得 800 万円まで 15%の税率の特例措置について、 平成 29 年度以降の延長等の明示はされていない	
	○法人事業税(所得割)の税率引下げ ・資本金1億円超の法人の所得割に係る事業税の税率を引下げ ・平成27年改正で平成26年度の2/3になるところを今回の改正で 1/2になるまで引下げ <事業税率(標準税率ベース)>	
	事業税率 (地方法人特別税を含む) 平成26年度 平成27年度 平成28年度	
	資本金 1 億超法人 (所得400万以下) 3.8% 3.1% 2.5% → 1.9%	
	資本金 1 億超法人 (所得400-800万) 5.5% 4.6% 3.7% → 2.7%	
	資本金 1 億超法人 (所得800万超) 7. 2% 6. 0% 4. 8% → 3. 6%	
	※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は 廃止され、法人事業税に復元される	
	○法定実効税率は平成 27 年改正よりさらに引下げになる <国・地方を合わせた法人の実効税率>	
	標準税率ベース 改正前 平成28年度 平成29年度 平成30年度	
	法定実効税率 32.11% 29.97% (-2.14%) 29.74% (-2.37%)	

法人事業税の外 形標準課税の拡 大

#### 【強化】



- ○付加価値割、資本割の税率引上げ
  - ・平成27年改正で平成26年度の2倍になるところを今回の改正で2.5倍になるまで引上げ
- ○中小法人については現行のままを維持
  - <外形標準(標準税率ベース)>

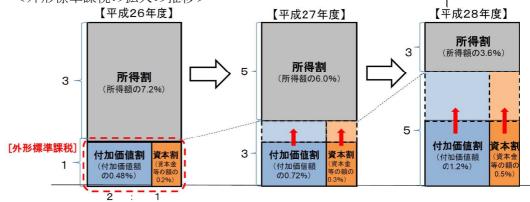
_				_	
	標準税率ベース	平成26年度	平成27年度		平
	付加価値割	0.48%	0.72%		$\rightarrow$
	資本割	0.2%	0.3%		$\rightarrow$

平成 28 年 4 月1日以後に 開始する事 業年度から

成28年度 0.96% **1.2%** 

0.4% **0.5%** 

<外形標準課税の拡大の推移>



(出典:平成28年度 経済産業関係 税制改正について 経済産業省)

#### 【緩和措置】



○付加価値額が30億円以下の法人の負担軽減措置

負担増加額×減額割合

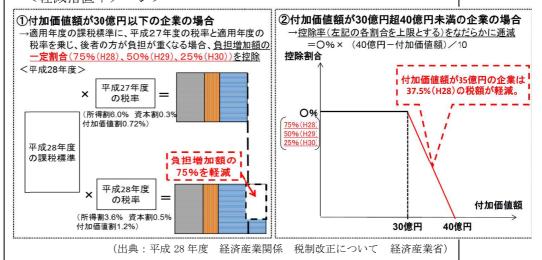
<u> </u>	( H) ( H ) [ H	
平成28年度	平成29年度	平成30年度
3/4	2/4	1/4

○付加価値額が30億円超40億円未満の法人の負担軽減措置

負担増加額×減額割合

平成28年度	平成29年度	平成30年度
3/4~0	$2/4 \sim 0$	$1/4 \sim 0$
の範囲	の範囲	の範囲

#### <軽減措置イメージ>



○地方法人税の税率を 10.3% (現行:4.4%) に引上げ 平成 29 年 4 法人住民税の税 率偏在の是正 ○差額の税率 5.9%分、法人住民税(法人割)の税率を引下げ 月1日以後に 開始する事 平成29年度 改正前 業年度から 道府県民税 3.2% 1.0% 6.0% 市町村民税 9.7% 12.9% 7.0% 小計 地方法人税 4.4% 10.3% 合計税率 17.3% 17.3% ○資本金1億円超の法人の繰越欠損金の控除限度額を平成27年改正よ 平成 28 年 4 繰越欠損金の利 りさらに段階を加えて引下げ 用制限 月1日以後に ○繰越期間10年となるのを1年遅らせる 開始する事 11 ○中小法人については現行のままを維持 業年度から <欠損金の繰越控除のまとめ> 欠損金の繰越控除 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 100% 控除限度 100% 100% 100% 中小法人 10年 繰越期間 9年 9年 10年 → 9年 50% 65% 控除限度 65% 50% → 60%  $\rightarrow$  55% 中小法人 以外 10年 繰越期間 9年 9年 10年 → 9年 ○建物附属設備、構築物に係る減価償却について、定率法が廃止され、 平成 28 年 4 建物附属設備、構 築物の減価償却 定額法に一本化 月 1 日以後 に取得をす 1 [ る資産より 生產性向上設備 ○生産性向上設備投資促進税制の廃止 平成 29 年 3 投資促進税制 適用期限である平成29年3月31日をもって廃止される 月 31 日まで に供用され ※平成28年4月1日より平成29年3月31日までに取得した資産に 11 ついては、50%の特別償却又は4%の税額控除が適用される(即時 る資産まで 償却は平成28年3月31日まで) 企業版ふるさと ○青色申告法人が、地方創生推進寄附活用事業(仮称)に関連する寄 地域再生法 の施行日~ 納税 付金を支出 ○支出した寄付金は、損金算入 平成 32 年 3 ○寄付額の30%を法人税、法人事業税、法人住民税より税額控除 月 31 日まで の間の寄付 <税額軽減のイメージ> 寄附金額 住民税(20%税額控除) **重業税** 住民税 法人税 (法人の自己負担) 損金算入による負担軽減 新たな税額控除 (出典:参考資料③(その他の改正事項) 財務省) ※支出した寄付金額の約60%の税軽減効果がもたらされる

生産性向上設備 の償却資産税の 特例	○償却資産税の課税標準を 1/2 に減額 中小企業者等が生産性向上設備(仮称)のうち一定の機械及び装置 を取得した場合、課税標準を最初の3年間、価格の1/2にする <一定の機械及び装置の範囲> ①販売開始から10年以内のもの ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ③1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ※対象資産は、現在の生産性向上設備投資促進税制のA類型の対象 資産と近いイメージ	中小企業の 生性に関するの をでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
主要規定の 延長措置	<ul><li>○交際費等の損金不算入制度(接待飲食費50%の損金算入も継続)</li><li>○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度</li><li>※対象となる法人から「常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人」は除外される</li><li>○中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻還付の不適用措置</li></ul>	平成 30 年 3 月 31 日まで 延長 (2 年延長)

### ■ 個人所得課税

消費税の軽減税率や法人税の税率引き下げの議論が中心となったため、今年度の改正における個人所得課税は、減税先行の措置となりました。

付課例は、例例元	行の措置となりました。	
項目	内容	適用期日等
スイッチ OTC 薬	○スイッチ OTC 医薬品の購入対価が一定額を超えた場合、所得控除が	平成 29 年 1
控除の創設	できる	月 1 日~平
(医療費控除の	<詳細条件>	成33年12月
特例)	・対象者:①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康	31 日
几	診査、⑤ガン検診を行う個人、その者と生計を一にする	までの 5 年
	配偶者、その他の親族	間の各年
	・控除額 =対象医薬品の購入合計-12,000 円(限度額 88,000 円)	
	<スイッチ OTC 医薬品とは>	
	医療用医薬品として病院で処方箋が必要とされていたものが、市販	
	薬として薬局でも買えるように販売許可されたものをいう	
	※市販薬を年間 12,000 円以上購入した場合に、医療費控除が受けられる措置	
	※OTC とは Over The Counter の略で、薬局のカウンター越しに処方	
	箋なしに入手できるという意味	
	※現行の医療費控除との選択適用となる(併用不可)	
空き家に係る譲	○相続取得の空き家の譲渡所得に対して 3,000 万円の特別控除	平成 28 年 4
渡所得の特別控	<詳細条件>	月 1 日~平
除	・家屋の要件	成31年12月
	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であること	31 日までの
	②相続開始の直前において被相続人以外の居住者がいなかった	譲渡
	③相続時から譲渡時まで事業、貸付、居住用に供されていない	
	④譲渡時において耐震改修されている	
	・譲渡の要件	
	①相続時から3年経過日の属する年の12月31日までに譲渡	
	②譲渡価額は1億円を超えない	

住宅の三世代同	○住宅ローン控除(最長5年)か税額控除のいずれかの選択適用	平成 28 年 4
居改修工事等に	○住宅ローン控除の場合	月1日~平成
係る特例制度	・控除額=	31年6月30
	①三世代同居改修工事費用に相当するローン残高×2%	日まで
	(上限 250 万円)	
	②上記以外のローン残高×1%	
	※ローン残高の上限は、1,000万円まで	
	・控除期間:5年間	
	・ローン要件:償還期間5年以上のローン	
	○税額控除の場合	
	・控除額=三世代同居改修工事の標準的な工事費用相当額×10%	
	(最高 250 万円)	
	・控除期間:その年分のみ	
	<三世代同居改修工事とは>	
	①調理室、②浴室、③便所または④玄関のいずれかを増設する工事	
	(改修後、いずれか2つ以上が複数できあがる)で、費用の合計が50	
	万円を超える工事	
>= 161 -= 11 -= 11		B I
通勤手当の非課	○通勤手当の非課税限度額を 15 万円(現行:10 万円)に引上げ	平成 28 年 1
税限度額		月1日以後
<b>1</b>		<b></b>
主要規定の	○特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例	平成 29 年 12
延長措置	○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	月 31 日まで
	○特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	延長
		(2 年延長)

### ■ 消費税(軽減税率関係)

消費税については、ここ数年、議論され続けてきた軽減税率の適用、インボイス制度の導入など重要 改正事項が並びました。

改正事項が並びま		11 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -
項目	内容	適用期日等
軽減税率	<ul> <li>○軽減税率(複数税率)制度の導入</li> <li>〈軽減税率対象となる取引〉</li> <li>①飲食料品の譲渡</li> <li>(食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡をいい、外食サービスを除く。)</li> <li>②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡〈軽減税率〉</li> <li>軽減税率 8%(消費税:6.24%、地方消費税1.76%)</li> </ul>	平成 29 年 4 月 1 日から 導入
<b>盗 按 </b>	標準税率 10% (消費税:7.8%、地方消費税2.2%) ※軽減税率は、標準税率の80%となる	亚出 22 年 4
適格請求書等保 存方式 (いわゆるインボ イス制度)	○適格請求書等保存方式とは> 適格請求書等保存方式とは> 適格請求書発行事業者(仮称)から交付を受けた「適格請求書」(仮称)の保存を、仕入税額控除の要件とする ※適格請求書とは 適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類 ※適格請求書発行事業者とは 免税事業者として登録を受けた 事業者 <適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた 事業者  <適格請求書等のイメージ>	平成 33 年 4 月 1 日から 導入

#### <経過措置>

免税事業者からの課税仕入れに係る仕入税額控除について

- ・平成33年4月1日~平成36年3月31日までの間(3年間)の免 税事業者からの課税仕入れ
  - → 支払対価の額の消費税額×80%を仕入税額控除
- ・平成36年4月1日~平成39年3月31日までの間(3年間)の免 税事業者からの課税仕入れ
  - → 支払対価の額の消費税額×50%を仕入税額控除

### 適格請求書等保 存方式導入まで の経過措置

#### ○みなし課税制度の導入

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者、仕入を税率ごとに 区分することが困難な事業者について事務負担を考慮し、簡便な方法 による計算を認める

平成 29 年 4 月 1 日~平 成 33 年 3 月 31 日までの 4年間

<売上税額の計算の特例>

売上の一定割合(軽減税率売上割合)を軽減税率対象品目の売上と して計算できる特例

· 軽減税率売上割合=

1法	2法	3法
軽減対象品目の 課税仕入れ等	分母の期間の 軽減税率対象売上	50
課税仕入れ等の合計	通常の連続する 10営業日の課税売上	100

(卸売業・小売業)

- ※ 3法は割合算定が困難な事情があるとき
- ・特例が適用できる課税事業者と期間 基準期間における課税売上高に応じて適用できる期間が異なる

5,000万円超	1年間 (平成29年4月~平成30年3月)
5,000万円以下	4年間 (平成29年4月~平成33年3月)

<仕入税額の計算の特例>

仕入の一定割合(軽減税率仕入割合)を軽減税率対象品目の仕入と して計算できる特例

> 軽減対象品目の 課税売上高 課税売上高の合計

·軽減税率仕入割合= -(卸売業・小売業)

- ※軽減税率仕入割合の計算が困難な事業者は、事後選択で簡易課税 制度の適用を受けることができる
- ※基準期間における課税売上高が 5,000 万円を超える事業者におい ても簡易課税に準じる方法を事後選択できる
- ・特例が適用できる期間 1年間のみ (平成29年4月~平成30年3月)

## ■ 消費税(その他関係)

項目	内容	適用期日等
高額資産を取得	○事業者免税制度及び簡易課税制度への変更への制限	平成 28 年 4
した場合の特例	原則課税の適用中に高額資産の課税仕入れ等を行った場合、その課	月 1 日以後
措置	税期間から3年間は、免税制度及び簡易課税制度に変更はできない	に高額資産
		の仕入れ等
	<高額資産とは>	を行った場
	一取引単位につき、支払対価の額が税抜 1,000 万円以上の棚卸資産	合
	または調整対象固定資産をいう	
内外判定基準の	○事業者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税の内外判定の基準	平成 29 年 1
見直し	を見直す	月 1 日以後
	・国内事業者が、国外事業所等で受ける電気通信利用役務の提供	に行われる
	→ 国外取引として課税対象外(現行:課税対象)	特定仕入よ
	・国外事業者が国内の恒久的施設で受ける電気通信利用役務の提供	り適用
	→ 国内取引として課税対象(現行:課税対象外)	
	※電気通信利用役務については、役務提供を受ける者の本店又は主	
	たる事務所の所在地が国内か否かが内外判定の基準となる。上記	
	見直しは、実態に即した内外判定とするための改正となる	
<消費税>	○免税販売の対象となる下限額が 5,000 円以上に引下る	平成 28 年 5
外国人旅行者向	○免税店販売時の購入記録票の作成を省略する等処理の簡素化	月 1 日以後
け免税制度	○購入者誓約書の保存を電磁的記録の保存に代えることができる	の取引より

### ■ 国際課税

項目	内容	適用期日等
移転価格税制に 係る文書化	○国別報告事項、事業概況報告事項(マスターファイル)について、 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供 しなければならない。	平成 28 年 4 月 1 日以後 開始する会 計年度より
	<ul><li>○独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)は、確定申告書の提出期限までに作成し、原則として7年間保存しなければならない</li></ul>	平成 29 年 4 月 1 日以後 開始する事 業年度の法 人税より

# ■ その他

項目	内容
クレジットカード納付制度	○国税の納付について、インターネットを利用して納付をしようとする場合、クレジットカードによる納付を可能とする ※平成29年1月4日以後に国税納付を委託する場合より適用
加算税の見直し	○「調査を行う事前通知」から「更正予知」する前までの間に修正申告が 出された場合、過少申告加算税が原則 5%(現行:課されていない)課 されることになる (無申告加算税については原則 10%(現行:5%))

○無申告加算税、重加算税を賦課された者が、5年以内に再度、無申告加 算税、重加算税が課された場合には、10%上乗せ加重される 無申告加算税 15% → 25% 重加算税  $35\% \rightarrow 45\%$ ※平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用 ○申告をした後に更正の請求による減額更正がされ、その後さらに更正ま 延滞税の見直し たは修正申告があった場合の延滞税について見直しが行われる ※平成29年1月1日以後のものについて適用 国税関係書類のスキャナ保 ○国税関係書類(契約書、領収書等の重要書類に限る)をスキャナで読み 存の見直し 保存する場合、一定の承認要件を必要とする。 • 承認要件 ①国税関係書類の受領後、受領の署名を行った上で、特に速やか(3 日以内) にタイムスタンプを付す ②国税関係書類が A4 サイズ以下の大きさの場合、国税関係書類の大 きさに関する情報の保存を要しない ③適正事務処理要件について一部緩和 ④小規模企業者にあっては、税務代理人による検査があれば、適正事 務処理要件の一部を不要とすることができる ○スキャナには、デジタルカメラやスマートフォン等の機器も含まれるこ とになる。 <スキャナ保存のイメージ> ≪現行の手続:固定型のスキャナであるため、社内において領収書等を記録≫ ③ タイムスタンプ 付与 ④ ©(A、B以外の 第三者)が事後検査 ① 角(従業員)が受領 ※上記の検査(原本抜き取り チェック)終了後に原本廃棄 可能。(それまでは事業所 や支店において要保存) ≪改正案:スマホ等を活用することで、いつでも、どこでも領収書等を記録≫ ④(従業員)が受領・スキャン し、社内PC・クラウド等に転送 ③ B(経理担当者等) が内容確認 ② タイムスタンプ 付与 小規模企業者の特例> ⑥が税理士等である場合、 ③の⑧による内容確認が不要 (出典:平成28年度 経済産業関係 税制改正について 経済産業省) ※平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用



アクタス税理士法人 アクタスマネジメントサービス㈱

[ URL ]http://www.actus.co.jp [ MAIL] info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105

TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683

- 9 -